

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第88号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>（拡声機による暴騒音の禁止）</p> <p>第2条 何人も、<u>拡声機を使用して、次の表の左欄に掲げる拡声機の使用の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地点において公安委員会規則で定めるところにより測定し、又は測定したものとした場合における音量が85デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。</u></p> <table border="1"><tr><td>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用</td><td>当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点</td></tr><tr><td>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用</td><td>当該拡声機から10メートル以上離れた地点</td></tr></table> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第10項</u>に規定する</p>	権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用	当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点	権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点	<p>（拡声機による暴騒音の禁止）</p> <p>第2条 何人も、拡声機を使用して、<u>公安委員会規則で定めるところにより、当該拡声機から10メートル以上離れた測定可能な地点（権原に基づき使用する土地の区域内において拡声機を使用する場合にあっては、当該土地の区域外の地点に限る。）において測定した音量が85デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。</u></p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第5項</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第5項</u>に規定するガス事</p>
権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用	当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点				
権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点				

ガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

(4)～(9) 略

(停止命令等)

第4条 警察官は、第2条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせる行為（以下「違反行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

3 前2項の規定は、2以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用しており、かつ、これらの拡声機により生じている音が暴騒音となっている場合（これらの者が近接した場所で共同して拡声機を使用している場合を除く。次条第1項において同じ。）において、それぞれの拡声機の使用が第2条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、適用しない。

(複数の拡声機の使用に対する勧告等)

第5条 警察官は、2以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用しており、かつ、これらの拡声機により生じている音が暴騒音となっている場合において、それぞれの拡声機の使用が第2条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所から移動することを命ずることができる。

(立入り等)

第6条 警察官は、第4条第1項若しくは第2項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声

業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

(4)～(9) 略

(停止命令)

第4条 警察官は、第2条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、2以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたとき（これらの者が共同して拡声機を使用した場合を除く。次条において同じ。）については、適用しない。

(拡声機の同時使用に対する勧告)

第5条 警察官は、2以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたときは、これらの者（第3条各号に掲げる拡声機の使用をする者を除く。）に対し、拡声機による暴騒音の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(立入り等)

第6条 警察官は、第4条第1項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他必要な

<p>機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第 9 条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第 4 条第 1 項の規定による警察官の命令に違反した者</u></p> <p>(2) <u>第 4 条第 2 項の規定による警察署長の命令に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第 5 条第 2 項の規定による警察官の命令に違反した者</u></p> <p>2 略</p>	<p>物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第 9 条 <u>第 4 条第 1 項の規定による警察官の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成20年 2 月 1 日から施行する。